

平成30年度 第1回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年4月26日 13時30分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	4 中下 雅敏		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 奥原 芽衣 書記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	3 前田 榮子 5 山田 隆見		
提出議題	議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明の申請について 議案第4号 農地利用集積計画の決定について 議案第5号 農用地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項		

平成30年度第1回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、今のところは2名ですが、村上委員さんは遅れてこられるとのことでありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。それでは、最初に会長のご挨拶を申し上げます。

議長 暑くなったり寒くなったりしますが、皆さん、健康には気をつけてください。それから、昨日、広島県を5つのブロックに分けた農業委員会会長の地区会議に参加しました。今回は年度の前半の会議だったのですが、2年に1回の役員等の改選する時期だということで、常任委員等及び理事の決定を行っております。常任委員等は、規模が大きい市町なので、東広島市や呉市に任せる、ということになりました。理事においても、11月から東広島市の方が監事を2ヶ月ほど務めておられたので、引き続き東広島市の方に監事をお願いしています。それと、推進委員の活動の話ですが、地域で各々歩いて、農地等の斡旋を進んでしてくださいという話がありました。現状ではなかなか難しいことですので、江田島では、現在広報で周知をしている、農地等相談会で現状を確認したいと考えています。そのようなことで、会議に行ってきたことをご報告させていただきます。今日は議題が多いと思いますが、宜しくお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議長 今日は、議事録署名者が、前田さんと山田さんということで、宜しくお願いします。そして、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記を指名します。宜しくお願いします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 平成30年度の農業委員会事務局の体制について報告させていただきます。事務局長、松岡。書記、奥原については変更がありません。中下書記が異動をしましたので、農林水産課に4月から異動しました、久保主事が併任で事務局の職員となりました。また、本日は研修で欠席しておりますが、退職しました窪田書記の後任で、再任用で農林水産課に異動になった大松主任が、併任で事務局の職員になっております。今年度は、この4人で事務局の業務を行って参ります。では、久保さん、一言挨拶をお願いします。

久保

こんにちは。この4月から農林水産課兼農業委員会という併任の辞令で配属になりました、久保彰裕と申します。3年程前は、税務課の固定資産税の関係で土地関係に携わってきたんですが、今回は農地を扱う部署ということで、より専門的な知識が必要になるかと思えます。一生懸命勉強して参りたいと思えますので、宜しくお願いいたします。

議長

それでは、日程第4の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

4 議事

事務局長

番号1から番号4は関連した案件ですので、続けて説明をさせていただきます。

番号1。貸人●●●●。住所、東京都国分寺市_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,367 m²。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,179 m²。所在地、字_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、3,055 m²。所在地、字_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,606 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニク栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、5年間です。

続きまして、番号2。貸人■ ■ ■ ■。住所、千葉県千葉市_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、415 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニク栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、5年間です。

続きまして、番号3。貸人◆◆◆◆。住所、安芸郡熊野町_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、258 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニク栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、5年間です。

続きまして、番号4。貸人△△△△。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、675 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、609 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、515 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニク栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、5年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思えます。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番から4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中下さんが本日不在ですので、事務局から説明をしてもらえますか。宜しくお願いします。

事務局長 4月17日に、中下農業委員、推進委員さん、事務局で現地の確認を行いました。先月、先々月と、ずっと議案で出てきている通り、農業法人の案件なんですけども、こちらも、今までの議案と同じで、従前から使用されているところを、このたび手続をされたということでした。写真を見ていただければわかると思うんですけども、ほぼニンニクが育っているところです。一部の地番は山林化しているところなんですけど、ここは今から、木を切って植えていかれる予定だと聞いております。全体的には、ニンニクをきれいに植えられて、きちんと管理をされているようですので、事務局のほうでは、問題ないと思います。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番から4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 番号5。贈与人●●●●。住所、横浜市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、256㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「オリーブ栽培のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この5番の案件につきまして、現地確認は、私と推進委員さんと事務局で行いました。事務局のほうから、説明をお願いします。

事務局長 4月17日に、大段会長、推進委員さん、事務局で現地の確認を行いました。写真を見ていただきたいのですが、段々畑が連なっている中の一段だけがこの度の案件になっています。その場所のすぐ上には別の方がオリーブを植えておられまして、この▲▲さんは1年ぐらい前にも、同じ地区の農地をたくさん相続で受け取られて農業をされているということです。この場所は、▲▲さんの

ご自宅にも近い場所ですので、事務局のほうでは特段問題ないと考えております。以上です。

議長 ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この5番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次、お願いします。

事務局長 番号6。持分3分の1、贈与人●●●●。住所、東京都杉並区_____。持分3分の2、受贈人▲▲▲▲。住所、埼玉県和光市_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2,113㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「当該農地の隣地に住居を建築済みであり、一体的に農地を管理するため、共有持ち分を受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この6番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが、村上さんが不在ですので、事務局のほうからお願いします。

事務局長 4月19日に、村上農業委員、柿浦の担当の推進委員さん、事務局で現地の確認を行いました。議案の20ページをご覧ください。住宅地図があるのですが、この申請地のすぐ横に家があります。こちらがこのたび譲り受けられる方の家になりまして、住所は埼玉県となっているのですが、年の半分以上はここで過ごしております。そのため、今までも畑の管理をされておられました。3分の2は、▲▲さんの弟さんが所有しておられたのですが、弟さんが亡くなって、奥さんが相続して、それが奥さんの弟である▲▲さんに移ったそうです。この3分の1を▲▲さんが贈与で受けられるという案件です。写真で見ただけでもわかると思うんですけども、周りもきれいに管理されておられますので、事務局のほうでは問題はないと考えております。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この6番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可いたします。次をお願いします。

事務局長 7番と8番が受贈人が同一で、関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。この案件はこの後にでてくる非農地証明にも関係した案件です。

番号7。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、443 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、361 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、128 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費野菜栽培のため、受贈する」ということでした。

続きまして、番号8。贈与人■●●■。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、373 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「花卉栽培のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。併せてご審議をお願いします。

議長 この7番と8番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 清水ですけども、先日▲▲さんが来て、農業委員会に申請をしているので、今度総会に議案が出ると言われました。7番の案件は、家は受贈人に売ったが農地が残ってしまって、贈与人が農地も含めて屋敷と一緒に買い取ってくれと受贈人をお願いしたんだそうです。そしたら農地はいらないと言われたので、それなら無料で渡すから受け取ってくれという話になり、▲▲さんがその土地をもらったということでした。8番の案件は、■●さんという人が何かの病気をされて、あまり健康状態がよくなかったそうです。そのため、さきほどの案件とは別に、家や屋敷等を全てきれいにした状態で、またその周辺の山も全部ひっくるめて受贈人に受け取ってほしいという話でした。受贈人は悩むところもありながら、一応了承したそうです。今申請されているところは、整備すればなんとかなるかもしれないけど雑木が生えているところもあって、そこに関しては菊の親株のようなものを植えてみようと思っているということでした。宜しく申し上げますということでしたので、事実には違いないと思います。宜しく申し上げます。

議長 この件に関して、質問等はございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この7番と8番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

中福委員 すいません。ここで建物を建てたりするときに、ここは道が申請地に入っているの、はっきり分けないと認められないということにはならないんですか。道と農地をきちんと分けないと、農業委員会としては認められないということにはなりませんか。

議長 いえ、その人の土地ですから。権利はその人にあるので、持っている人に権利があるんです。だから、そこに家が建ったらどうかというと、道で使われていても、その人の名義だとその人の物だということですから。

中福委員 だから、無料で貰っても貰った人が登記しなければならないですよ。今回は貰うので、どのようになるのでしょうか。

山田委員 確かに、今回の人は、道路も併せて貰ってますね。

議長 農地の登記は譲受人がしますけど、道路の登記は市がしてくれるはずですから。

山田委員 土地だけなんですね。

議長 地主が相当積極的に言っていないと、なかなかそこまで登記はされませんよということなんです。

前田委員 今回の議案で言うと、その場所に道路をつけたときに、市が手続をしているんですが、登記の関係で、道路が■■■さんの名義のまま残っているということなんですね。

田中委員 まあ、無言でそのまま道にしているだけで、自分の土地を道にして黙っているだけですね。なかなかそういう細かいところが残っているんじゃないですかね。

中福委員 じゃあ、市がそういう農道とか林道をつける場合は、なんらかの話し合いがなされてるはずなんですよ。

議長 持ち主は承諾しているの、それを市が分筆等して手続しなければいけないんですけど、それをしていないだけです。登記の手続を済ませて道にするなら

いいけど、それをせずに後から手続しているわけですからね。

中福委員 承諾なしにはできないじゃないですか。

議長 承諾はしてるんですけど、そこを市が手続しないということがあるんです。道も、分筆するときはきちんと線引きして分けるならいいんですけど、面積の調整のために、最後に道が出来た時にやらなければならないんでしょう。ひとまず、全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 続きまして、番号 9。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、○番○。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、177 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己所有農地と隣接しており、利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この9番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この農地につきましては、今説明がありましたとおり、現地確認を4月18日に、推進委員さんと事務局と私とで行いました。この農地につきましては、まず、写真を見ていただけますでしょうか。柑橘を植えてあるんですけども、その道路のすぐ下の農地が、道路の形に添って存在しています。この農地を譲り受けるということで、みかんを植えていないところに柑橘を植えるということなのだと思います。場所としては、少々高い場所にありますね。そこで、▲▲さんが●●さんから譲り受けて、柑橘を植えて栽培するということでした。ただ、▲▲さんはもう、この場所を管理しているんじゃないかと思っています。この農地について、許可をお願いしたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長 なにか、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可とします。

次をお願いします。

事務局長 番号 10。譲渡人●●●●。住所、廿日市市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,086 m²。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、558 m²。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、527 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この 10 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 沖美町の清水です。先日現地を見に行っただけですけども、今のところはなんとか柑橘を作っている状態で、そんなに荒れてはいなかったんですけども、今度農地を引き取られる方が無職で経験がないような方なので、これから先はちょっとわからないということでした。ひとまず、現時点では管理はされています。譲渡人がとても高齢な方なので、とにかく誰かに買って欲しかったんだと思うんですね。それで、話がついて、買ってもらうことになったということでした。作る方によってどうなるかは分かりませんが、とりあえず畑をされるということです。

議長 なにか、ご質問はございませんか。

事務局長 事務局から補足をさせていただきます。議案の 29 ページをご覧ください。申請地の横に、住宅があると思うんですけども、こちらはこのたび分筆をして、農地から切り離しています。元々はこの建物が建っているところは農地になりまして、▲▲さんが買われるということで話がついております。しかし、ここは農振農用地に指定されておりまして、農振農用地の除外をしないと転用が出来ないので、半年以上遅れますが、こちらの建物については、追認での申請の議案が出てくるということになっております。▲▲さんのお住まいは安佐北区となっているんですが、2 年ほど前から、沖美町のサンビーチの近くにある農園を借りて、年の半分以上はこの島の中で過ごされて、その農園で農作業をされて生活している方で、ずっと農地を探されていて、このたび、●●さんを見つげられたというお話だそうです。

議長 他に、ご意見はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で3条の審議を終わりました。議案第2号の農地法第5条の許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 1番は、追認の案件です。

番号1。貸人●●●●。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、545㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「作業場、倉庫、進入路として、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は2年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。4月19日に推進委員さんと現地確認をしました。●●さんが実家の会社に貸すということで、問題なかったです。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号2。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、311㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、306㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル190枚、発電量51.3キロワットの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。

ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この農地につきまして、現地確認を4月18日に切串の担当の推進委員さんと、事務局、私とで行ってきました。この周辺にも太陽光発電のパネルが設置されております。申請地の農地につきましては、周辺に家等もないので、許可をお願いしたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号3と番号4は、関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。

番号3。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、三原市_____。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,078㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル256枚、発電量76.80キロワットの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。

続きまして、番号4。貸人■ ■ ■ ■。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、三原市_____。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,141㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル256枚、発電量76.80キロワットの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この3番と4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中下さんが不在ですので、事務局のほうで宜しくお願いします。

事務局長 はい。4月17日に、中下農業委員、宮ノ原の担当の推進委員さん、事務局で現地の確認を行いました。3番の案件につきましては、現地の状態がまだ柑橘を耕作されているように見受けられましたので、要確認ということで、向井推進委員さんに所有者の方に確認を取っていただいたところ、高齢のため、やめるので貸し付ける、ということでした。

村上委員 切ってしまうんですか。

事務局長 そのようです。ごく最近まで作られていらっしやったようなので、ちょっともったいないんじゃないか、という話が農業委員さんからも推進委員さんからもあったんですけども、所有者の方が耕作をやめるということで、貸すことにしたということでした。4番の案件につきましては、特に今までも何も植えておらず、ただ管理だけされているような農地で、先月もこのすぐ近くに太陽光の申請があったんですが、この辺りに狙いを付けて、開いているような土地に太陽光を行っている状況が見受けられます。特段家が近くにあるというような状況ではないので、家等の影響は特に無いと思います。事務局では許可相当と判断しております。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この3番と4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わります。議案第3号の非農地証明の申請について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1及び番号2を続けて説明させていただきます。

番号1。申請人住所、広島市_____。氏名、●●●●。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、428㎡。

申請理由は「約20年前までは、両親が野菜類を耕作していたが、それ以降は、全く手入れをしておらず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため、申請するものです。現地確認を、3月30日に、大段会長、田中委員、下田推進委員、前城推進委員及び事務局で行いました。

続きまして、番号2。申請人住所、広島市_____。氏名、▲▲▲▲。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、原野。面積、1,012㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、原野。面積、477㎡。地番、〇〇番

○。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、602 m²。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、原野。面積、1,822 m²。

申請理由は「昭和の終わり頃までは柑橘や野菜類を耕作していたが、30年前からは現地に行くこともなく、全く手入れをしておらず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため、申請するものです。現地確認を、3月30日に、大段会長、前田委員、清水委員、三吉の担当の推進委員及び事務局で行いました。

議長 この案件につきまして、農業委員さんの意見を伺いたと思います。

田中委員 能美の田中です。先ほど、事務局が言われた通りです。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでしたら、1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で非農地証明の審議を終わります。議案第4号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 お手元にお配りしている、集積計画の現地写真を併せてご覧ください。番号1から7まで続けて説明いたします。なお、今回の案件に下河内委員ご本人の案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条により、議事に参与することが出来ません。この議案第4号及び第5号が終了するまで、退席のほうをお願いいたします。

番号1、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、650 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成40年6月30日。期間は10年2ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号2、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、884 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成40年6月30日。期間は10年2ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号3、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。
現況地目、畑。面積、423 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島
町_____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・
氏名、広島市_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借
権。利用権の内容、畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成34年6月30日。
期間は4年2ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号4、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。
現況地目、畑。面積、373 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島
町_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・
氏名、広島市_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借
権。利用権の内容、畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成40年6月30日。
期間は10年2ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号5、利用権を設定する農用地、大字、江田島町宮ノ原_____。
現況地目、畑。面積、156 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島
町_____、△△△△。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・
氏名、広島市_____。□□□□。設定する利用権、利用権の種類。使用貸
借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成35年12月
31日。期間は5年8ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号6、利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長_____。
現況地目、畑。面積、669の内276 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、沖
美町_____、◇◇◇◇。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住
所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、
理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、
畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成40年12月31日。期間は10年8ヵ
月です。新規の案件です。

続きまして、番号7、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。
現況地目、畑。面積、6,975 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島
町_____、▽▽▽▽。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・
氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理
事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、
畑。始期、平成30年5月1日。終期、平成40年12月31日。期間は10年8ヵ
月です。新規の案件です。

以上で、説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。何
かございませんか。他に、ご意見ご質問ありませんか。

委員 意見なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この計画につきまして、決定することに異議あ
りませんか。

- 委員 異議なしの声あり。
- 議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で農地利用集積計画についてを終わりました。議案第5号、農地利用配分計画原案の意見聴取について、事務局から説明をしてもらいます。
- 事務局長 農地中間管理機構から貸し付けるための、配分計画に対しての意見を聴取するものです。さきほどご決定いただいた、農用地利用集積計画の番号6、番号7について、今度は農地中間管理機構から担い手に貸し付けるというものになります。
- 番号1、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、沖美町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。沖美町是長_____。現況地目、畑。登記面積、669㎡の内276㎡。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成40年12月31日。
- 番号2、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。登記面積、6,975㎡。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成40年12月31日。
- 番号3、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、■●●■。住所、廿日市市_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。沖美町畑_____。現況地目、畑。登記面積、678㎡。種類、使用貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成39年12月31日。
- この3件につきまして、意見がありましたら宜しくお願いします。
- 議長 この配分計画につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。他にございませんか。ないようでしたら、この原案につきまして、意見無しで回答することに異議ございませんか。
- 委員 異議なしの声あり。
- 議長 全員異議がないということですので、意見なしとします。続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

5 協 議 事 項

なし

6 そ の 他

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。3時から、推進委員との会議を行いますので、宜しくお願いします。